様式第2　（第四条関係）

（表紙）

公共下水道事業計画書 公共下水道管理者 工事着手の予定年月日 工事完成の予定年月日

備考

用紙は、日本工業規格Ａ４を標準とし、以下の各表において同様とすること。

（第１表）

予定処理区域調書			
予定処理区域の面積	ヘクタール	予定処理区域内の地名	
処理区の名称	面積（単位　ヘクタール）	摘要	

備考

１　分流式の公共下水道については、汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係る予定排水区域を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調書中「予定処理区域」とあるのは「予定排水区域」と、「処理区」とあるのは「排水区」とする。

２　「予定処理区域内の地名」の欄は、市町村名を記載するとともに、具体的な予定処理区域については、当該欄に「区域は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。

３　「処理区」とは、合流式の公共下水道又は分流式の公共下水道の汚水管渠により排除される下水が二以上の終末処理場によつて処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。

４　「排水区」とは、分流式の公共下水道の雨水管渠又は雨水公共下水道について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。

（第２表）

吐　　口　　調　　書						
処理区の名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量	放流先の名称	摘要

備考

１　分流式の公共下水道については、汚水を排除すべき吐口と雨水を排除すべき吐口とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水を排除すべき吐口を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水を排除すべき吐口の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

２　「主要な吐口」とは、令第５条の２第２号の吐口をいう。

３　「主要な吐口の種類」の欄は、処理施設に係る吐口、雨水吐の吐口、分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口ごとに、それぞれ、処理施設、雨水吐、分流式雨水管渠又は雨水公共下水道と記載すること。また、雨水吐の吐口、分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口のうちポンプ施設に係る吐口については、併せてポンプ施設と記載すること。

４　「摘要」の欄は、処理施設に係る吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。また、雨水吐については、令第５条の４第２号の規定に基づく措置の内容を記載すること。

（第３表）

管　　渠　　調　　書				
処理区の名称	主要な管渠の内のり寸法（単位　ミリメートル）	延　　長（単位　メートル）	点検箇所の数	摘　要
計				

備考

１　「主要な管渠」とは、第３条第１項に規定する管渠をいう。

２　分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の公共下水道の雨水管渠又は雨水公共下水道の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

３　「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。

４　「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

（第４表）

処理施設調書								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積（単位 ヘクタール）	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画処理人口	摘要
					晴天日最大（単位 立方メートル）	雨天日最大（単位 立方メートル）		

終末処理場等の敷地内の主要な施設					
終末処理場等の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要

備考

１　この表は、法第２条第３号イに該当する公共下水道について記載すること。

２　「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。

３　「計画放流水質」の欄は、令第５条の５第２項の規定により公共下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。

４　「処理方法」の欄は、令第５条の５第１項第２号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

（第５表）

ポンプ施設調書						
ポンプ施設の名称	処理区の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積［単位 ヘクタール］	１分間の揚水量（単位 立方メートル）		摘要
				晴天時最大	雨天時最大	

ポンプ施設の敷地内の主要な施設					
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力	摘要

備考

分流式の公共下水道については、汚水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係るポンプ施設を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

（第６表）

貯留施設調書				
処理区の名称	主要な貯留施設の名称	主要な貯留施設の位置	貯留能力［単位 立方メートル］	摘要

備考

１　分流式の公共下水道については、汚水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係る貯留施設を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

２　「主要な貯留施設」とは、令第５条の２第３号の貯留施設をいう。

３　「摘要」の欄は、当該貯留施設を設置する目的を記載すること。